

第 8 号議案

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イ及び第41条第1項において同じ。）で作られる記録をいう。第24条第2項及び第56条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

（3）個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（4）要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

第5条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第6条第2項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、」を「要配慮個人情報を」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要かつ欠くことができない場合」を加える。

第8条第2項及び第11条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第16条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第41条第1項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式」を「電磁的方式」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。